

資料2

大和市議会議員政治倫理規定 改革委案

(目的)

第1条

規定は、大和市議会基本条例第5条（平成25年条例第21条）の規定に基づき、大和市議会議員（以下「議員」という。）が高潔かつ公正な活動を行い、市民の信頼に応えることを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、速やかに、真摯かつ誠実に、疑惑の解明に当たるとともに、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に定める政治倫理基準を遵守しなければならない。

2 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。

3 議員の地位を利用して、公正を疑われるような金品の授受を行わないこと。

4 市(市の出資法人等(市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人をいう。)を含む。以下同じ。)が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。

5 市の職員の公正な職務執行を妨げ、市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

6 市の職員の採用、昇格及び異動等、人事に関し、議員の地位による影響力を行使しないこと。

7 政治活動に関して、政治的もしくは道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと、または資金管理団体および後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。

8 議会内での地位や議員としての地位を利用して、他の議員または市の職員はもとより、何人に対してもハラスメントその他人権侵害のおそれのある言動をとらないこと。

9 発言又は情報発信(ウェブ サイト等への掲載を含む。)は、公人としての自覚及び責任をもって、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為(第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。)をしないこと。

10 議員は事実に基づいた正確な情報を提供し、誤情報や不適切な内容の拡散を避けるよう配慮すること。

11 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。

12 議員は互いの時間を尊重し、円滑な議会運営を妨げないよう、定められた時間を守り、遅刻や欠席の際は会議規則に則り届け出を行うものとする。

13 大和市議会タブレット端末等使用規定第7条及び第8条に規定する使用範囲を遵守し、第12条、第13条及び第14条の規定に反する行為をしないこと。

(審査の請求)

第4条 議員は、第3条に規定する政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、当該違反する行為を証する書類を添え、2会派(いずれの会派にも属さない議員については、その全員をもって1の会派とみなす)以上かつ3名以上及び議員の連署をもって書面で議長に審査を請求することができる。

2 前項の規定による審査請求は、審査の対象となる政治倫理基準違反行為と疑われる行為の日が属する議員としての任期中に行わなければならない。ただし、当該任期を経過した後であっても、当該議員が再選されている場合は、当該日から3年以内に限り、審査請求をすることができる。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、前条に規定する審査の請求を受けたときは、直ちに議会運営委員会に当該審査の請求の適否を諮り、出席委員の過半数の賛成があったときは、大和市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。議会運営委員会では、審査会設置の可否のみを審議する。

- 2 審査会の委員は、議長及び審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)を除き、議員のうちから議会運営委員会と同数の委員をもって組織し、各会派から選出する。
- 3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議長に報告した日までとする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 委員は公平公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の審査)

第6条 委員会は、政治倫理基準に違反する行為の存否に関して審査するものとする。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査会は公開とする。ただし、委員長は審査会に諮って公開情報を非公開にすることができる。
- 5 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。
- 6 審査会は、審査対象議員その他の者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うことができる。
- 7 審査会は、審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。
- 8 審査会は秘密会で行うことができる。←必要なのか事務局に確認

(議員の協力義務)

第7条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して、意見を述べなければならない。

(その他審査会に関する事項)

第8条 前3条に定めるもののほか、審査会に関する事項は、大和市議会委員会条例及び大和市議会会議規則に規定する委員会の例による。

(審査結果の報告)

第9条 審査会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して120日を経過する日までに、審査の結果および意見を記載した審査結果報告書を議長に提出しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反する事実があると認められるときは、前項の規定による報告に次の各号のいずれかの措置を講じるべきかの意見を添えなければならない。

- 1 議員辞職の勧告
- 2 議会の役職停止勧告
- 3 一定期間の出席停止勧告
- 4 議場における謝罪
- 5 この条例の規定を遵守させるための警告を行い、誓約書を求める

(弁明)

第10条 審査対象議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することができる。

2 審査対象議員は、審査結果について弁明書を議長に提出することができる。

(審査結果等の公表)

第11条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。

2 議長は、審査対象議員から弁明があったときは、前項の審査結果の公表に当たり、その弁明を併せて公表するものとする。

(審査対象議員に対する措置)

第12条 議長は、第9条第2項の規定による審査会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

(議長職務の代行)

第13条 議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象になったときは、議員において互選し、議長の職務を行う。

(委任)

第14条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年●月●日から施行する。

尚、規定は、議員の改選ごとに見直すものとする。

※事務局より、審査会委員定数、審査会の運営（資料請求・事情聴取・会議の公開・弁明機会）、対象議員の協力義務、結果の公表、対象議員の努力義務、守秘義務について追加依頼あり。各事項が定められているか確認すること。